宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

告　示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定　（環境対策課）　一
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託　（農業振興課）　三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧　（農村振興課）　三
○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託　（水産業振興課）　三
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（二件）　（水産業基盤整備課）　三
○都市計画決定の図書の写しの縦覧　（都市計画課）　三
○土地改良区役員の就任の届出　（大河原地方振興事務所）　四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出　（仙台地方振興事務所）　四
○土地改良区の定款変更の認可　（　同　）　五
○土地改良区の定款変更の認可（二件）　（北部地方振興事務所）　五
選挙管理委員会
○証票の無効　五

告　示

○宮城県告示第二百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　形質変更時要届出区域

栗原市鶯沢南郷日向三十八番一の一部、三十八番一の地先道の一部、四十一番一の一部、五十六番二の一部及び五十一番二の地先道の一部とし、次の図のとおりとする。

：形質変更時要届出区域

：調査対象地境界

：地番（筆）の境界線

＜起点＞
起点は、対象地の北端とする。

＜格子の回転角度＞　10° 53′ 12″
格子の回転角度は、起点を通り、東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

形質変更時要届出区域を示した図面

二　形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第二百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金の貸付に係る償還金の収納事務を令和五年三月二十九日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三　　みやぎ仙南農業協同組合

二　委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十四号

県営川北地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二　縦覧期間

令和五年四月十一日から令和五年五月十二日まで

三　縦覧場所

栗原市役所及び岩手県一関市役所

○宮城県告示第二百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を令和五年三月二十四日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二　委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、閖上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二　委託期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　委託の相手方

気仙沼市魚市場前八番二十五

気仙沼漁業協同組合

二　委託期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十八号

富谷市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　都市計画の種類及び名称

1　種類

仙塩広域都市計画地区計画

2　名称

高屋敷西地区計画

二　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長　佐　藤　静　哉

就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和五年三月二十四日	佐藤長一	柴田郡川崎町大字支倉字上針十七番地	理事

○宮城県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、亘理土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長　髙　橋　義　広

一　就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和五年三月二十二日	日下正博	亘理町逢隈小山字内堀小八十六番地	理事
令和五年三月二十二日	野村和則	亘理町逢隈牛袋字水口八十六番地一	理事
令和五年三月二十二日	我妻一康	亘理町字桜小路五十番地二	理事
令和五年三月二十二日	阿部賢一	山元町坂元字原一　十五番地	理事
令和五年三月二十二日	石垣康博	亘理町字台田四七番地四	理事
令和五年三月二十二日	佐々木健一	亘理町長瀞字南原二百五十五番地三	理事
令和五年三月二十二日	木村広之	亘理町吉田字中原五十六番地三	理事
令和五年三月二十二日	浅川文義	亘理町吉田字流百四十六番地千四十	理事
令和五年三月二十二日	岩佐寿郎	山元町つばめの杜三丁目十三番地十四町営つばめの杜住宅Ｄ二十五－二	理事
令和五年三月二十二日	鈴木清司	山元町浅生原字新館前百十四番地一	理事
令和五年三月二十二日	渡邊信夫	山元町つばめの杜五丁目八番地二	理事
令和五年三月二十二日	安田浩久	亘理町逢隈高屋字鷹野橋十二番地	理事
令和五年三月二十二日	武澤文男	亘理町荒浜字西原百五十九番地一	理事
令和五年三月二十二日	松本俊彦	亘理町逢隈十文字字佐渡百四十三番地	監事
令和五年三月二十二日	岸田幸雄	山元町大平字原十九番地三	監事
令和五年三月二十二日	鈴木純	亘理町吉田字流百四十六番地九百二十一	監事

二　退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和五年三月二十一日	日下正博	亘理町逢隈小山字内堀小八十六番地	理事

令和五年三月二十一日	野村和則	亘理町逢隈牛袋字水口八十六番地一	理事
令和五年三月二十一日	高橋久壽	亘理町字祝田十六番地	理事
令和五年三月二十一日	我妻一康	亘理町字桜小路五十番地二	理事
令和五年三月二十一日	日下清一	亘理町長瀞字平場三十七番地二	理事
令和五年三月二十一日	齋藤盛夫	亘理町吉田字南上二百三十二番地一	理事
令和五年三月二十一日	武田真芳	亘理町吉田字松元百八十一番地	理事
令和五年三月二十一日	渡辺成寿	山元町高瀬字赤坂七十八番地二	理事
令和五年三月二十一日	菊地義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
令和五年三月二十一日	志子田孝夫	山元町つばめの杜三丁目八番地六	理事
令和五年三月二十一日	横山忠昭	亘理町荒浜字上新田五十番地一	理事
令和五年三月二十一日	大友孝章	亘理町逢隈榎袋字砂金百九十二番地	理事
令和五年三月二十一日	阿部賢一	山元町坂元字原一　十五番地	理事
令和五年三月二十一日	松本俊彦	亘理町逢隈十文字字佐渡百四十三番地	監事
令和五年三月二十一日	鈴木俊	亘理町吉田字村百十九番地	監事
令和五年三月二十一日	岸田幸雄	山元町大平字原十九番地三	監事

○宮城県告示第二百七十一号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月三十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長　高橋義広

○宮城県告示第二百七十二号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長　駒井達貴

○宮城県告示第二百七十三号

荒川堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長　駒井達貴

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年三月三十日以降無効とする。

令和五年四月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長　皆川章太郎

記

証票番号	証票番号
㊫ 第三号の〇四八	㊫ 第三号の〇四六